

ヒートショック対策推奨基準

(趣旨)

第1 この基準は、やまがた健康住宅の普及促進に関する要綱第15条の規定に基づき、住宅内でのヒートショックによる死亡事故等の防止及び快適な温熱環境の形成を図るための部分改修工事等の基準について、定めるものである。

(適用範囲)

第2 この基準は、やまがた健康住宅の性能認証を受けない住宅の改修工事等（以下「部分改修工事等」という。）について適用する。

(推奨の基準)

第3 居間、寝室等の居室と浴室、脱衣室、トイレ又は廊下（以下「その他の部分」という。）との温度差を小さくすること、長時間過ごす居室や冬期間に極端に低温となるその他の部分を快適な温熱環境とするために、下記により対策を講じるものとする。

(1) 断熱強化

ア 居室の天井、壁及び床への断熱材充填等を行うこと。

イ 居室に既に断熱材が施工されている場合又は断熱材充填等を実施した場合は、壁、天井及び床との取合い部分に気流止めを設置し、冷気侵入を遮断すること。

ウ 居室の開口部の断熱化を行うこと。

(2) 暖房機器設置

その他の部分に暖房機器を設置すること。

(3) 断熱区画形成

廊下等には冷気遮断のための建具等を設け、断熱区画を形成すること。

(その他)

第4 部分改修工事等の範囲や内容については、住宅の規模や住まい方を考慮し、建築士又は施工者と十分に相談し、実施するものとする。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。